

生活費等の貸付

市原市社会福祉協議会では、今回の大震災により被災者された方（世帯）に対する緊急小口資金（特例貸付）の貸付を行っています。

（１）対 象

- ① 今回の東北地方太平洋沖地震により被災した地域から千葉県内に避難している方（世帯）で、当座の生活費を必要とする世帯
- ② 今後、1カ月程度以上居住（滞在）する方
- ③ 今後、継続的に連絡を取ることが可能な方

（２）貸付額 10万円以内（無利子）／1世帯

※次のいずれかに該当する場合は20万円以内とします。

- ① 世帯員の中に死亡者がいるとき
- ② 世帯員に要介護者がいるとき
- ③ 世帯員が4人以上いるとき
- ④ 世帯員に重傷者・妊産婦・小学生がいる世帯で特に千葉県社会福祉協議会長が認めるとき

（３）お問合せ 申込手続き等の詳細につきましては、お問合わせください。

市原市社会福祉協議会（☎24-0011）

〒290-0075 市原市南国分寺台 4-1-4